

官民連携による消費生活推進事業に係る 公募型企画提案コンペ応募要領

官民連携による消費生活推進事業を委託するにあたり、公募型企画提案コンペにより、最も優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

- 1 委託業務名 官民連携による消費生活推進事業
- 2 事業目的

消費者とのつながりを有する民間事業者等のネットワークや広報手段の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響下で増えている消費者トラブルへの対応力の強化やポストコロナ社会を見据えた消費生活を推進するための事業を行う。

また、令和4年4月からの成年年齢引下げに向けて、若い世代への情報発信を強化するとともに、消費者庁新未来創造戦略本部と連携して取り組むLINEによる消費生活相談の実証実験の活用促進を図る。

- 3 業務内容

次のいずれかを目的とする事業を実施する。

(1) 消費者教育推進事業

コロナ禍で発生する消費者トラブルへの対応力を強化するための消費者教育・啓発

① 本事業のねらい

- ・コロナに便乗した悪質商法やネット通販での定期購入、水回り修理サービス等による消費者トラブルが増える中、消費者トラブルの態様に応じて適切なターゲットへの情報発信を行う

② 本事業のターゲット

- ・提案内容に応じて、適切なターゲットを選択すること

③ 提案いただきたい内容

- ・上記①及び②を満たす、効果的な事業に関する企画提案（事業の趣旨、内容、実施方法、体制、評価手法等）

(2) デジタル広告事業

SNSやインターネット検索サイトを通じた消費者トラブル情報及びLINE相談実証実験の周知

① 本事業のねらい

- ・誰もがスマホを利用するようになり、コロナ禍でネット通販に関するトラブルも全世代に広がっていることから、インターネットを通じた情報発信を強化
- ・令和4年4月からの成年年齢引下げに向けて、若い世代が視聴するSNSやインターネット検索サイトによる消費者被害防止に関するデジタル広告の実施
- ・LINE相談の実証実験（令和3年11月～令和4年1月）の利用促進

② 本事業のターゲット（優先順位 A→C）

- A 若年層（成年年齢引下げの影響が大きい高校生・大学生中心、電話が苦手）
- B 一般層（LINE相談を活用しそうな平日日中に勤務されている方）
- C 高齢層（在宅が多く、通販や訪問販売トラブルに遭いやすい、被害金額が高額）

③ 提案いただきたい内容

上記①及び②を満たす、効果的なデジタル広告に関する企画提案（下記）

- ・デジタル広告を配信するSNS（YouTube Twitter LINE Instagram Facebook）やインターネット検索サイト、その他（テレビCMやデジタルサイネージ等）の配信時期及び配信方法の組合せ
- ・デジタル広告で使用する動画（秒数）、静止画の種類、内容、作成方法等
- ・本事業の効果について、視聴者の声を拾うなど、分かりやすく、適切な指標を用いた評価手法

4 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

5 実施場所 兵庫県内等

第2 予定価格

第1の3(1)及び(2)の事業について、それぞれ金5,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

ただし、契約内容及び契約額については、委託事業者決定後、県（消費生活課）との打ち合わせにより決定する。

第3 応募資格

1 企画提案に応募する者は、次の資格を満たさなければならない。

- (1) 事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人又は法人以外の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本コンペ募集公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (8) 国、都道府県又は市町村から出資、出えんを受けている団体でないこと。
- (9) 兵庫県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 本コンペ及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

2 1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1の資格を満たさなければならない。

第4 応募手続き

1 事務局

兵庫県企画県民部県民生活局 消費生活課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁第2号館11階

電話 (078) 362-3378 F A X (078) 362-4022

メールアドレス syouhiseikatsu@pref.hyogo.lg.jp

※ 受付…平日9時から17時まで

2 応募要領の配布

(1) 配布日 令和3年9月1日(水)から9月22日(水)までの
平日9時から17時まで

(2) 配布場所 上記1に同じ(県ホームページにも掲載予定)

3 説明会

本コンペに参加を希望する者は、原則として説明会に参加すること。

(1) 開催日時 令和3年9月8日(水)14時

(2) 開催場所 兵庫県民会館 1202会議室(神戸市中央区下山手通4-16-3)

4 参加表明書

(1) 提出方法

所定の様式〔様式1～様式4〕により、事務局へ持参、電子メール又は郵送により提出する。

※ 第1の3(1)及び(2)の事業のいずれにも応募する場合は、別々に作成・提出すること

(2) 受付期間 令和3年9月1日(水)から9月22日(水)までの
平日9時から17時まで

提出する場合は、あらかじめ電話等によりその旨を連絡する。

郵送の場合は、令和3年9月22日(水)17時必着とする。

(3) 提出場所 上記1に同じ

5 質問及び回答

(1) 質問方法 所定の質問書〔様式5〕で行うこと。

(2) 受付期間 令和3年9月1日(水)から9月9日(木)までの
平日9時から17時まで

郵送の場合は、令和3年9月9日(木)17時必着とする。

(3) 回答方法 令和3年9月13日(月)から9月22日(水)までの
平日9時から17時まで、閲覧方式により行う。

(4) 回答閲覧場所 上記1に同じ(県ホームページにも掲載)

第5 企画提案

1 企画提案書(A4版)

※ A3版での作成も可とするが、その場合はA4サイズに折り込むこと

(1) 提出方法 参加希望者が事務局へ持参又は郵送により提出する

(2) 受付期間 令和3年9月8日(水)から9月22日(水)までの
平日9時から17時まで

提出する場合は、あらかじめ電話等によりその旨を連絡する。

郵送の場合は、令和3年9月22日(火)17時必着とする。

(3) 提出書類

- ア 企画提案書 9部
- イ 経費見積書〔様式6〕 9部
- ウ その他、企画提案の補足資料等 9部
- エ スケジュール〔様式7〕 9部
- オ 表紙〔様式8〕

※ 第1の3(1)及び(2)の事業のいずれにも応募する場合は、別々に作成・提出すること

2 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時 令和3年10月1日(月)

(2) 実施場所 兵庫県民会館 1202会議室(神戸市中央区下山手通4-16-3)

(3) 実施方法

ア 出席者は1提案につき4名以内とする。

イ 1応募者あたりの持ち時間は30分(説明20分、質疑応答10分)とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

エ 審査については、実績や運営体制等から、当該業務を問題なく遂行できるかを総合的に判断する必要があるため、業者名を伏せないで行う。

オ 説明にパワーポイントを使用する場合は、事前に事務局に連絡し、電子メール等でデータを送付すること(事務局でパソコンとプロジェクターを用意)。

※ 応募状況により、実施日時、実施場所及び実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加希望者に別途通知する。

第6 当選者の選考、決定及び通知の方法

1 選考について

「官民連携による消費生活推進事業」に係る公募型企画提案コンペ審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、審査を行う。

2 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

なお、選考結果については、文書で通知する。

3 当選後の取り扱い

当選者は、「官民連携による消費生活推進事業」の業務委託候補者となる。

第7 その他

1 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 提出書類にかかる留意事項

(1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

(2) 提出書類は、非公開とする。

(3) 提出書類は、返却しない。

- (4) 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。
 - (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
 - (6) 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- 3 参加に要する費用
本コンペに要する費用は、参加者の負担とする。
- 4 契約にかかる留意事項
- (1) 契約保証金は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合は、全部又は一部を免除する。
 - (2) 委託費の支払いは、原則、実績確認に基づく精算払いとするが、必要があると認めるときは、前金払いをすることができる。
- 5 この応募要領に記載する業務内容については、本コンペの対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。